

いしかりしじょうほう こみゆにけーしょんじょうれい かしょう かか けんとういいんかいせっちようこう
石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)に係る検討委員会設置要綱

せっち
(設置)

だい じょう しょう たくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん ふきゅう りようそくしん しょう
第1条 障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の普及と利用促進により、障がいの
うむ わへだ きょうせいしゃかい じつげん めざ じょうれい せいてい
有無によって分け隔てられないことがない共生社会の実現を目指す条例を制定するために、
いしかりしじょうほう こみゆにけーしょんじょうれい かしょう けんとういいんかい い か いいんかい せっち
石狩市情報・コミュニケーション条例(仮称)検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

けんとうじこう
(検討事項)

だい じょう いいんかい じょうれい も こ こうもくおよ ないよう かん けんとう
第2条 委員会は、条例に盛り込むべき項目及び内容に関するものを検討する。

そしき
(組織)

だい じょう いいんかい つぎ かか もの なか しちょう いしよく いいん にんいらい そしき
第3条 委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- しょう ひとまた かぞく
(1) 障がいのある人又はその家族
- しょう しゃしせつ しょう しゃしえん かん じぎょう じゅうじ もの
(2) 障がい者施設において障がい者支援に関する事業に従事する者
- しょう しゃかんけいだんたい すいせんしゃ
(3) 障がい者関係団体の推薦者
- がくしきけいけんしゃ
(4) 学識経験者
- いっばんこうぼ
(5) 一般公募

- いいん にんき ねん さいにん さまた
2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- いいんかい いいんちようおよ ふくいんちようかく にん お いいん ごせん
3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員が互選する。

かいぎ
(会議)

だい じょう いいんかい かいぎ いいんちよう しょうしゅう
第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- いいんかい かいぎ いいん かはんすう しゅっせき ひら
2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- かいぎ ぎじ しゅっせき いいん かはんすう けつ かひどうすう いいんちよう けつ
3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- いいんかい かいぎ げんそく こうかい
4 委員会の会議は、原則として、これを公開する。

しよむ
(庶務)

だい じょう いいんかい しよむ ほけんふくしぶ しょうり
第5条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

いにん
(委任)

だい じょう しょうこう さだ いいんかい うんえい かん ひつよう じこう いいんちよう いいんかい
第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会
はか さだ
に諮って定める。

ふ そく
附 則

しょうこう れいわ ねん にち しこう
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

ふ そく れいわ ねん がつ にちしょうこうだい しょう
附 則(令和4年6月24日要綱第87号)

しょうこう れいわ ねん がつ にち しこう
この要綱は、令和4年6月24日から施行する。